

特定の民間再開発事業の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第51号

特定の民間再開発事業の認定に関する規則の一部を改正する規則

特定の民間再開発事業の認定に関する規則（平成元年岩手県規則第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「政令」という。）第20条の2第14項及び<u>第38条の4第23項</u>の規定による認定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定の民間再開発事業認定の申請)</p> <p>第2条 政令第20条の2第14項又は<u>第38条の4第23項</u>の規定による認定（以下「特定の民間再開発事業認定」という。）を受けようとする者は、特定の民間再開発事業認定申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 本事業の施行地区内にある都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設又は同法<u>第12条の5第2項</u>に規定する地区施設の位置及び規模を表示した縮尺1,000分の1以上の図面</p> <p>(8) 本事業の施行地区が都市計画法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区の区域（同法第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域内にある区域を除く。）内である場合には、同法<u>第12条の5第2項第3号</u>に規定する地区整備計画の写し及び建築基準法第68条の2第1項の規定による条例の写し</p> <p>(9) [略]</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="145 1720 770 1962"><tr><td data-bbox="145 1720 635 1912">[略] 租税特別措置法施行令第20条の2第14項（<u>第38条の4第23項</u>）の規定により、特定の民間再開発事業の認定を申請します。</td><td data-bbox="635 1720 770 1912">[略]</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="145 1912 770 1962">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第4条関係）</p>	[略] 租税特別措置法施行令第20条の2第14項（ <u>第38条の4第23項</u> ）の規定により、特定の民間再開発事業の認定を申請します。	[略]	[略]		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「政令」という。）第20条の2第14項及び<u>第38条の4第24項</u>の規定による認定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定の民間再開発事業認定の申請)</p> <p>第2条 政令第20条の2第14項又は<u>第38条の4第24項</u>の規定による認定（以下「特定の民間再開発事業認定」という。）を受けようとする者は、特定の民間再開発事業認定申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 本事業の施行地区内にある都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設又は同法<u>第12条の5第2項第1号</u>に規定する地区施設の位置及び規模を表示した縮尺1,000分の1以上の図面</p> <p>(8) 本事業の施行地区が都市計画法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区の区域（同法第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域内にある区域を除く。）内である場合には、同法<u>第12条の5第2項第1号</u>に規定する地区整備計画の写し及び建築基準法第68条の2第1項の規定による条例の写し</p> <p>(9) [略]</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="831 1720 1457 1962"><tr><td data-bbox="831 1720 1321 1912">[略] 租税特別措置法施行令第20条の2第14項（<u>第38条の4第24項</u>）の規定により、特定の民間再開発事業の認定を申請します。</td><td data-bbox="1321 1720 1457 1912">[略]</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="831 1912 1457 1962">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第4条関係）</p>	[略] 租税特別措置法施行令第20条の2第14項（ <u>第38条の4第24項</u> ）の規定により、特定の民間再開発事業の認定を申請します。	[略]	[略]	
[略] 租税特別措置法施行令第20条の2第14項（ <u>第38条の4第23項</u> ）の規定により、特定の民間再開発事業の認定を申請します。	[略]								
[略]									
[略] 租税特別措置法施行令第20条の2第14項（ <u>第38条の4第24項</u> ）の規定により、特定の民間再開発事業の認定を申請します。	[略]								
[略]									

[略]

下記の事業は、租税特別措置法施行令第20条の2第14項（第38条の4第23項）に規定する特定の民間再開発事業として認定したことを証する。

[略]

[略]

下記の事業は、租税特別措置法施行令第20条の2第14項（第38条の4第24項）に規定する特定の民間再開発事業として認定したことを証する。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。